

労働安全衛生規則改正 熱中症対策を事業者の義務化に

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙・「みらい」
NO. 4540
25年4月22日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1
「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2
熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知
※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

おはようございます。4月も下旬になりました。全国的にも気温が高くなり、暑い日が続いています。暑さに慣れていないこの時期は熱中症になりやすいと言われています。無理をせず、こまめに水分補給などをして熱中症予防を行いましょう。

昨年、仕事など職場で熱中症となり、4日以上休業を余儀なくされるなどした死傷者は速報値で1195人。記録的な猛暑だった2018年の1178人を上回り、過去最多となっています。職場での熱中症による死者が絶えず、同省の死

厚生労働省は15日、熱中症の重篤化を防止するため、熱中症対策を罰則付きで事業者の義務とする改正省令を公布しました。施行は6月1日となっています。

亡事例分析では発見の遅れ、異常時の対応の不備が目立っています。義務化には、初期症状の早期発見や、重症化を防ぐための対応を促す狙いがあります。罰則の対象となるのは暑さ指数28以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業。事業者が対策を怠った場合、6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

義務化の内容は
1、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①「熱中症の自覚症状がある作業員」
②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するため体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること



【朝礼やミーティングでの周知】

2、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
① 作業からの離脱
② 身体冷却
③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対し

熱中症を予防する対策は行われていると言えませんが、今回施行されるのは、熱中症になってしまった時に早急かつ的確な対応が取れるように、連絡先や緊急搬送先の情報を掲示し、皆が理解しておくよう対応を求めるところです。次回は長中局の熱中症予防対策について考えます。

熱中症死亡災害(22-25)の分析結果



て周知すること、となっています。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎のホームページはこちら

